

第7期川崎市子どもの権利委員会報告書

2022（令和4）年9月

川崎市子どもの権利委員会

はじめに

川崎市子どもの権利委員会は、川崎市子どもの権利に関する条例第 38 条に基づいて設置され、子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するための検証機関です。そして、この報告書は、第 7 期川崎市子どもの権利委員会の活動報告であり、①今期の委員会の活動の意義を振り返るとともに評価し第 8 期の委員会に引き継ぐ資料とすること、②子どもの権利委員会による検証システムをより有効に機能させるための資料とすること、③行政、市民・NPO が子どもの権利条例と委員会活動への理解を深めるための資料とすることを目的として作られています。

第 7 期川崎市子どもの権利委員会は、市長から「子どもからみた子どもの権利条例の検証とおとなの子どもへの関わり方」について諮問を受けました。「川崎市子どもの権利条例」が国内最初の条例として 2000（平成 12）年に制定され、2021（令和 3）年に施行 20 周年を迎えるなかでの諮問でした。条例がいききたものとして、子どもに、おとなに浸透しているか、委員一人ひとりが子どもの視点から検証する姿勢があらためて問われるものでもありました。

委員会の活動はちょうど新型コロナウイルス感染症の拡大と重なってしまいました。しかし、様々な制約があるなかでも、子どもの権利が市民生活や子ども自身に息づいているのか確かめ合うべく、可能な範囲で取り組んできました。これまでの委員会の成果を基礎にしつつ、子どもの権利に関する実態・意識調査や行政施策の評価、感染対策に留意しながら行政や市民との意見交換（対話）を実施し、さらに条例の意義の再確認を含めた検証部会を立ち上げ取り組んできました。こうした活動の中で子どもの置かれた実情を委員で共有しつつ、検討を積み重ねるなかでみえてきた課題について提言を行いました。

子どもの権利委員会が、子どもの権利条例に基づいて本来の役割を果たすためには、委員会、行政、子どもをはじめとする市民・NPO とのパートナーシップが不可欠です。川崎を子どもの権利が尊重され、「子どもにやさしいまち」にしていくためにも、この報告書が活用され、行政やより多くの市民の中に権利委員会の活動への関心が広がり理解が深まることを願っています。

2022（令和 4）年 9 月

川崎市子どもの権利委員会委員長 佐々木 光明

目次

はじめに

I 川崎市子どもの権利委員会の意義と役割	
1 条例および子ども施策の進展と子どもの権利委員会による検証	1
2 子どもの権利委員会による活動の実際	2
3 条例の理解・啓発機能を持つ委員会活動	3
4 国内外から高い関心と評価を受けている活動	3
5 川崎市子どもの権利委員会の検証のしくみ	3
II 第7期川崎市子どもの権利委員会の調査及び検証活動	
1 子どもの権利に関する実態・意識調査	6
2 検証活動としての「対話」	7
3 子どもからみた子どもの権利条例の検証とおとなの子どもへの関わり方（答申）	10
III 川崎市子どもの権利に関する行動計画に対する意見	
1 第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画の評価について	12
2 第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画策定に向けた意見	13
IV 第7期川崎市子どもの権利委員会の活動	
1 実態・意識調査について	19
2 権利委員会による対話	19
3 条例の検証について	20
4 補記	21
V 第7期子どもの権利委員会を振り返って	22
資料	
1 第7期川崎市子どもの権利委員会への諮問書（写）	27
2 第7期川崎市子どもの権利委員会等の開催状況	28
3 第7期川崎市子どもの権利委員会名簿	30

凡例

本書中で特に断りなければ、それぞれの用語は次のとおりとする。

- 「条例」又は「子どもの権利条例」は「川崎市子どもの権利に関する条例」をいう。
- 「権利委員会」又は「子どもの権利委員会」は「川崎市子どもの権利委員会」をいう。
- 「行動計画」は、「川崎市子どもの権利に関する行動計画」をいう。
- 「実態・意識調査」は「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」をいう。

I 川崎市子どもの権利委員会の意義と役割

1 条例及び子ども施策の進展と子どもの権利委員会による検証

川崎市子どもの権利委員会第7期（2019（令和元）年10月～2022（令和4）年9月）の活動を報告するにあたって、第1期から第6期までの報告書と重複する部分もあるが、子どもの権利委員会の意義・役割・活動の特徴などについてあらためて述べておきたい。

（1）子どもの権利委員会による検証の意味と意義

子どもの権利委員会は、子どもに関する施策を子どもの権利の視点から検証する第三者機関である。ここでいう検証とは、①子どもの権利に関する実態・意識調査等を通じて子どもの権利状況を把握し、②行政の自己評価に基づき行政や市民等と対話を行い、それらの結果を踏まえ、③子ども施策の進展に向けた提言を行う一連の活動である。

このような検証は、これまで国や自治体で進めてきた事業評価・政策評価とは異なり、子どもの権利を基準にした新たな事業評価・政策評価といえる。これまでの事業評価・政策評価は、費用対効果、効率性、有効性などを数値で計ることが一般的であるが、そのような方法のみでは権利保障に関する評価としては十分ではなく、また権利保障の推進に好ましい結果をもたらさないこともある。事業・政策の多くは権利保障にかかわるので、評価の視点や方法に権利を含めることが重要であり、その効果として予算や人の効率化、事業の改善、説明責任の向上、職員の意識改革などにとどまらず、子どもの視点、子どもの権利保障にどこまで貢献したかという視点を位置づけることが不可欠である。

この検証のプロセスを貫くものは子どもの権利という視点である。基準となる子どもの権利は、子どもに関わるグローバルスタンダードである子どもの権利条約と川崎市における子どもの権利に関する施策の基本となる子どもの権利条例に基づいている。

また、この検証のプロセスでは、子どもをはじめとする市民参加が重視される。子どもは、行政からすると、もっぱら施策の対象と位置付けられるが、子どもの権利条約や子どもの権利条例で示されているように権利の主体である。子どもは権利の主体であるという視点から、子どもの権利がどこまで保障されているのかについて、行政の自己評価のみならず子どもをはじめとする市民の評価も含めて検証することが求められている。

このような検証のプロセスは、子ども施策の計画・実施・評価の総合化につながるのである。

（2）パートナーシップの視点と手法としての対話

子どもの権利委員会は、委員、行政職員、市民によるパートナーシップ型の検証機関として位置づけられ、その活動もパートナーシップの視点と方法を重視している。子どもの権利委員会の活動においては、子どもの権利の実態あるいは子ども施策の現状等について、一定の基準・指標に基づき、子どもの権利委員会と行政や市民・NPO等が理解を深めたり、成果や課題を見出したりするという方法を大切にしている。こうした手法を「対話」といって子どもの権利委員会はこれまででも重視してきた。

子どもの権利をはじめ権利の保障にかかわることがらの大部分は、議会や行政任せでは実現しない。市民・NPOのかかわりや参加が不可欠であるし、そのための条件整備が求められる。子

どもをはじめとする市民の参加は、行政だけでは把握できない子どもの現実や取組の実態などを明らかにすることに貢献し、条例の内容とその推進をより現実的で効果的なものにする。そのなかでも、子ども自身の参加が一層重要であることはいうまでもない。

施策を実施する者、施策を検証する者、市民、子どもが、それぞれの役割を確認しあいながら、パートナーシップの下に子どもの権利保障をいかに進展させられるかを重視した。しかし、子どもの権利委員会と市民・NPO、あるいは行政と市民・NPOとのパートナーシップについて、第7期においても、より広く機会を持つことに努め、持ち方の工夫にも努めた。相互の対話は、それ自体、子どもの権利の認識を深め、条例が知られるきっかけともなるので、検証のプロセスにしっかりと位置づけていく必要がある。

(3) 子どもの権利委員会の活動を支える構成と主体的な活動

子どもの権利委員会の委員は、子どもの権利条例により、「人権、教育、福祉等の子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある者及び市民」（第38条第4項）から構成されている。委員の専門あるいは活動分野の多様性は、多角的な審議や効果的な提言をもたらしたといえよう。とかくこうした委員会においては学識経験者が主導になりがちであるが、第7期の委員会活動においても、すべての委員がそれぞれの立場で十分な力を発揮したことが重要な成果である。

実態・意識調査の項目作成・結果分析・報告書の作成、子ども施策の検証・答申書の提出というような活動はすべて、子どもの権利委員会が主体的に行った。また、審議においては、委員同士の自由かつ活発な議論に基づき、委員会自らが視点・内容・手法を提示しつつ、検証し答申を行った。

なお、行政においては、関連部署で構成される「川崎市子ども施策庁内推進本部会議」を設け、全庁的な連携・調整を行いながら子どもの権利施策を推進するとともに、子どもの権利委員会による検証についても連携している。

2 子どもの権利委員会による活動の実際

- (1) 第7期子どもの権利委員会は、5ページの図にあるように、まず、第1期から第6期までの調査も考慮しながら、市長の諮問事項である「子どもからみた子どもの権利条例の検証とおとなの子どもへの関わり方」を一つの柱にした、子どもの権利や権利条例にかかわる実態・意識調査を行った。この調査の特徴は、子どもからの調査においても、（学校を通じての調査ではなく）住民基本台帳に基づく無作為抽出調査方式をとっており、資料的価値が高いこと、子どもの安心や自己肯定感をはじめ子どもの育ちの基本にかかわる項目を含んでいること、調査項目を継続してデータの集積と経年比較ができるようにしていることなどがあげられる。
- (2) その上で、行政、市民との対話を行った。従来、権利委員会では諮問事項を検証するにあたり、行政職員及び子どもを含む市民から意見を求めるために、一方的にヒアリングするのではなく、「対話」という対等の立場で意見を交わすという手法を用いてきた。
- (3) 子どもを含む市民との対話について、どのようなやり方で、誰に、どのようなテーマでこれを実施するかは、これまでの各期の委員会でも常に課題になってきたところである。今後も試行錯誤が続くと思われるが、検証への参加の意義とともに、条例への関心、検証活動または委員会への関心、さらに子どもの権利への関心を持つことにもつながることを踏まえて、多様な形で

実施されることが望まれる。

また、子どもの意見表明では、実態・意識調査における対話も有効であった。限られた範囲ではあったが、多様な背景を持つ子どもとの対話も行えたことは成果であった。

(4) これらの結果を踏まえ、子どもの権利委員会で審議し、「子どもからみた子どもの権利条例の検証とおとなの子どもへの関わり方」について市長へ答申した。

(5) さらに、「第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画」に関する審議も行った。第1期から第6期、そして今期の子どもの権利委員会の検証結果および第1次から第6次までの行動計画の実施状況を踏まえながら、第7次行動計画の策定についての意見を提出した。行政は、この意見を受けて行動計画を策定することになる。

このように、子どもの権利委員会の検証は、行政が実施している計画(plan)→事業の実施(do)→評価・検証(check)→措置(action)→計画策定(plan)という総合計画の進行管理体制に合わせ、それをいっそう効果的に進める外部評価的機能を兼ねている。

3 条例の理解・啓発機能を持つ委員会活動

子どもの権利条例は子どもをはじめとする市民参加のもとで丁寧につくりあげられ、議会でも全会一致で成立した。しかしながら、子どもの権利および子どもの権利条例についての理解は、子どもの権利委員会の行った実態・意識調査の結果を見ても未だ十分とはいえない。このようななかで、実態・意識調査、行政に示した自己評価実施要領、行政・市民・NPOとの対話など子どもの権利委員会での検証活動自体が、行政や広く市民・NPOに子どもの権利や子どもの権利条例についての理解・啓発の役割も果たしている。

4 国内外から高い関心と評価を受けている活動

なお、付言すれば、子どもの権利条例がそうであるように、子どもの権利委員会の活動も子どもの権利条約をはじめとする国際水準を常に踏まえている。そのこともあって、国内の多数の自治体における子どもの権利に関する条例の制定や実施に影響を与えているとともに、現に制定中の自治体にも参考にされている。

5 川崎市子どもの権利委員会の検証のしくみ

子どもの権利条例では、第7章で「子どもの権利の保障状況の検証」として、本委員会の設置と検証についての流れを規定しており、それに従って検証作業を進めた。

(1) 子どもの権利委員会の条例における位置づけ

ア 子どもの権利に関する行動計画への意見具申(条例第36条第2項)

イ 市長その他の執行機関の諮問に応じて、子どもの権利の保障の状況について調査審議(同第38条第2項)

ウ 市長その他の執行機関に対し、諮問事項に係る施策について、評価等を行うべき事項を提示(同第39条第1項)

- エ 評価に際しての市民意見の聴取、特に子どもの意見聴取への配慮義務（同第 39 条第 3 項、第 4 項）
- オ 市長その他の執行機関からの評価及びエの意見を総合的に勘案した、子どもの権利の保障の状況に関する調査審議（同第 39 条第 5 項）
- カ 調査審議から得た検証結果を市長その他の執行機関に答申（同第 39 条第 6 項）

(2) 検証イメージ

2019 (令和元) 年 10 月

第 7 期川崎市子どもの権利委員会 発足
(任期 2019 (令和元) 年 10 月 1 日～2022 (令和 4) 年 9 月 30 日)

2019 (令和元) 年 12 月

「子どもからみた子どもの権利条例の検証とおとなの子どもへの関わり方」

市長からの
諮問

2020 (令和 2) 年 9 月

子どもの権利に関する
実態・意識調査 (アンケート調査)

2020 (令和 2) 年 7 月

2021 (令和 3) 年 3 月

調査
審議

子どもの権利に
関する実態・意
識調査報告書

公表

2021 (令和 3) 年 6 月～

市民との対話
行政との対話

市
民
へ
公
表

2022 (令和 4) 年 6 月

子どもの支援に対する
協働・連携について
(答申)

市長へ答申

公表

行動計画への
意見審議

2022 (令和 4) 年 9 月

第 7 期川崎市子どもの
権利委員会報告書

公表

II 第7期川崎市子どもの権利委員会の調査及び検証活動

子どもの権利委員会では、条例第38条第2項に規定されるように、「子どもの権利に関する施策における子どもの権利保障状況について調査審議する」役割を担う。そして、同第39条に基づき、「市長その他の執行機関」からの報告やそれに対する「市民の意見（特に子どもの意見が得られるように配慮して）を総合的に勘案して」調査審議する。

第7期では川崎市子どもの権利委員会規則第6条に規定される部会を活用して、より詳細な調査審議が行われたことが特徴である。設置された部会は次の4部門で、すべての委員が何らかの部会に所属するように配慮された。

実態・意識調査部会

対話部会

行動計画部会

条例検証部会

1 子どもの権利に関する実態・意識調査

「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」は、子どもに関する施策の進行状況を検証するために3年ごとに行う調査である。2020（令和2）年に7回目の調査として、条例の認知度や子どもの生活実態等について実施した。

（1）調査概要

ア アンケート調査

2020（令和2）年9月 郵送により実施

（ア）調査対象

3,500人（川崎市内に居住の市民と市立施設等の職員）

- ・ 子ども（満11～17歳） 2,100人
- ・ おとな（満18歳以上） 900人
- ・ 職員（市立施設・学校等） 500人

（イ）回収結果

1,270票（回収率36.3%）

- ・ 子ども 604票(28.8%)
- ・ おとな 322票(35.8%)
- ・ 職員 344票(68.8%)

（2）結果の概要

ア アンケート調査から

（ア）条例の認知度について

「川崎市子どもの権利に関する条例」について、「知っている」、「聞いたことがあるが内容はわからない」を合わせた回答の割合は、子ども52.5%（前回49.7%）、おとな33.2%（前回38.3%）、職員98.2%（前回97.6%）でした。条例の認知度は子どもと職員は前回調査より増加しましたが、おとなは前回調査より減少しました。

(イ) 条例認知の手段について

子どもでは「学校で配布されたパンフレット」「学校の先生の話」と回答する割合が高く、おとなでも「学校で配布されたパンフレット」が多くなった。職員は、「職場での話」、「パンフレット」という回答の割合が高くなった。

(ウ) 自己に対する評価について

「自分が好き」「だいたい好き」と肯定的に捉える子どもが全体で70.2%と、前回調査の71.8%から減少した。

(3) 公表

ア 情報プラザ、区役所、市民館、図書館等で冊子として配架

イ 市公式ウェブサイトに掲載 <https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000127147.html>

2 検証活動としての「対話」

(1) 対話

川崎市子どもの権利委員会が市長からの諮問に基づく検証を行うときは、市民からの意見を求めるものとされています(条例第39条第3項)。

そこで、市長から諮問された「子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について」に関する施策(事業)を検証するにあたって意見を求めるため、市民、行政職員との対話を実施した。

<第1回>

日 時	2021(令和3)年6月20日(日) 10:00~14:15
会 場	市内フリースペース
対 象	川崎市子ども会議の子ども 計10人
内 容	<ul style="list-style-type: none">・ 条例について・ 自分の気持ちについて・ 居場所について・ 自己肯定感について・ 緊急事態宣言による休校中の過ごし方について ほか

<第2回>

日 時	2021(令和3)年6月28日(月) 19:00~20:00
会 場	市内児童養護施設
対 象	児童養護施設の子ども 計3人
内 容	<ul style="list-style-type: none">・ 条例について・ 自分の気持ちについて・ 居場所について・ 自己肯定感について・ 緊急事態宣言による休校中の過ごし方について ほか

<第3回>

日 時	2021（令和3）年7月7日（水） 10：00～14：15
会 場	市内フリースペース
対 象	不登校の子ども 計5人
内 容	<ul style="list-style-type: none">・ 条例について・ 自分の気持ちについて・ 居場所について・ 自己肯定感について・ 緊急事態宣言による休校中の過ごし方について ほか

<第4回>

日 時	2021（令和3）年7月12日（月） 13：30～14：45
会 場	川崎市役所第3庁舎12階健康福祉局会議室
対 象	電話相談窓口の担当者 計2人
内 容	<ul style="list-style-type: none">・ 条例について・ 子どもの実情について・ 緊急事態宣言による休校の子どもへの影響について ほか

<第5回>

日 時	2021（令和3）年7月26日（月） 17：00～18：30
会 場	市内スポーツクラブ
対 象	地域総合型スポーツクラブの子ども 計8人
内 容	<ul style="list-style-type: none">・ 条例について・ 自分の気持ちについて・ 居場所について・ 自己肯定感について・ 緊急事態宣言による休校中の過ごし方について ほか

<第6回>

日 時	2021（令和3）年7月28日（水） 15：00～16：30
会 場	市内こども文化センター
対 象	こども文化センターの子ども 計9人
内 容	<ul style="list-style-type: none">・ 条例について・ 自分の気持ちについて・ 居場所について・ 自己肯定感について・ 緊急事態宣言による休校中の過ごし方について ほか

<第7回>

日 時	2021（令和3）年9月7日（火） 10：00～12：00
会 場	川崎市役所第3庁舎13階こども未来局会議室
対 象	教育委員会事務局教育政策室 職員2名、市民文化局協働・連携推進課 職員2名
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の学習について ・ 課題について ・ かわさきワカモノ未来Projectについて ・ 若者の社会参加について ほか

(2) 川崎市子どもの権利条例について語る会

<第1回>

日 時	2021（令和3）年12月3日（金） 15：00～17：00
会 場	川崎市役所第3庁舎15階 第1・第2会議室
対 象	条例制定に関わった方及び歴代権利委員会委員長 計5人
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例制定による影響や効果について ・ 条例の先進性とマンネリ化について ・ 条例の今後について

<第2回>

日 時	2021（令和3）年12月6日（月） 18：00～19：00
会 場	川崎市役所第3庁舎15階 第2・第3会議室
対 象	条例制定に関わった方及び歴代権利委員会委員 計2人
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例制定による影響や効果について ・ 条例の先進性とマンネリ化について ・ 条例の今後について

(3) 川崎市子ども会議との意見交換会

日 時	2022（令和4）年3月6日（日） 10：00～12：00
会 場	市内フリースペース
対 象	川崎市子ども会議の子ども 計10人
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第7期子どもの権利委員会答申案について

3 子どもからみた子どもの権利条例の検証とおとなの子どもへの関わり方（答申）

実施日 2022（令和4）年6月17日（金）

実施場所 市長応接室

出席委員 佐々木委員長、加藤委員、金子委員、川崎委員、
霜倉委員、鈴木委員、出口委員、畑委員

【答申における視点】

子どもをはじめとする市民参加の視点を重視し、地域の中で子ども自身をはじめ、子どもに関わる人や組織の持つ力を一層伸ばすものとなっているかに注目するとともに、子育てや教育等に関わる施設（事業）の所管部署との意見交換も重視しながら課題の把握に努めた。

【子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況についての提言】

提言1 子どもの参加・意見表明の機会・実情を再確認しつつより積極的な支援策を

- ・子どもに関わることを決める際は、できるかぎり、当事者である子どもの意見が反映できるようにつとめること。特に、学校における子どもの参加・意見表明の機会については、おとな・職員が感じている以上に、より丁寧な対応を行うこと。
- ・子どもが自ら参加し、意見表明できるために、子どもに対するトレーニングを行うとともに、子どもの声をおとなが聴くトレーニングを行うこと。
- ・あらゆる場面で、子どもの参加・意見表明を促進するために、子どもの参加・意見表明の必要性を市民に広く伝えること。また、特に学校・行政組織においては、子どもの参加・意見表明を有効的に実施するための実施ガイド(マニュアル)を整備すること。

提言2 地域の「居場所」の充実等子ども・子育て支援の推進と情報の共有促進を

- ・家庭や学校以外に、子ども自身が「居場所」と感じることでできる空間の必要性を広く伝えていくこと。
- ・地域における「子どもの居場所」を充実させるために、サポート(資金面、ソフト面)を充実するとともに、行政内部の関係部署との連携強化を図ること。
- ・地域における「子どもの居場所」に取り組む人・事業者の連携・協働を促進すること。

提言3 広報や権利の学びを含め相談・救済のいっそう利用しやすくする取組の拡充を

- ・相談担当者に親近感をもってもらうこと。
- ・相談日程を増やし、テキストベースの相談を増やす等の相談機会の更なる拡充を行うこと。
- ・周囲が頼られることを受容するとともに、子どもも自発的に相談ができるよう多方面への取り組みを行うこと。

提言4 子どもの権利条例を学ぶことと生かすことを一体化した、実践的な子どもの権利学習と広報活動を展開すること

- ・子どもの権利は子どもにとって最も身近なものであるから、条例に基づくおとなの関わりや環境づくりを推進し、子どもが日々の生活経験をとおして権利を実感できるようにすること。

- ・そのために、おとなは子どもの権利内容と実践方法を学ぶ必要がある。学校や施設の教職員に対する実践的な研修活動を強化し、市民を対象とした広報活動や学習の機会を拡充すること。
- ・学校における子どもの権利学習を教育課程に位置付けることによって、子どもの権利学習をすべての学校において最優先におこなうこと。条例を子どもの生活に根づかせるために、児童生徒が権利条例を身近に感じる啓発資料により、さらに周知を図ること。

提言5 条例の根拠に遡り、条例の根拠を明示して、各部局・各現場の職員が職務遂行すること

- ・市の施策が、条例が定めている「一人一人の子どもを支援すること」に繋がっているか、日常的な遡りを行うこと。
- ・市の施策遂行の根拠として、常時条例の具体的条項をあえて示すこと
- ・市職員（教育・福祉・医療含む。）が、子ども、親等、施設関係者、市民活動団体等に関わる時に、条例が定める子どもの「7つの権利」を示して、関わる（支援）理由と具体的内容を説明すること。



Ⅲ 川崎市子どもの権利に関する行動計画に対する意見

1 第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画の評価について

(1) 総論的意見 (2021(令和3)年1月 公表)

「第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画」に基づいて、関係部署が3年間(平成29(2017)年度～2019(令和元)年度)取り組んで来た施策について市が行った自己評価に関して、権利委員会による意見(総論的意見と施策に対する意見)を付して公表した。

URL <https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000087123.html>

川崎市並びに子どもの権利委員会は、今後も自治体の先頭に立って、子どもの権利の保障にむけた活動を行っていく。その重要な取組の一つが、この評価である。直近の取組を振り返り、評価し、課題を確認することで、条例をさまざまな場面でいっそう活かすことにつなげていきたい。

第5次行動計画に対する自己評価の検証にあたっては、前回の第4次行動計画と同様、以下の点に留意しつつ検証・評価作業を進めた。

- ・市(各所管部署)が行った自己評価に子どもの視点を取り入れられているか。
- ・理解しやすいか(わかりやすさ)。
- ・数値目標に対する実績評価が適確になされているか。
- ・条例条文との相関性を示す努力がされているか。
- ・子ども関連事業で子どもに成果がわかるよう努めているか。

特に、子どもを権利主体とする条例に基づく、事業の評価として、「子どもの目線からの自己評価」の視点から自己評価を行っているのかについて重点的に検証・評価を行うこととした。

(2) 重点施策に対する意見

[重点施策1] 子どもへの切れ目のない支援の取組

切れ目のない支援を行う場合に、幼・保と小学校、小学校と中学校との引継ぎが課題であった。この点で連絡会や懇談会の実施、小中連携教育推進事業の実施は評価できる。

しかし、こうした引継ぎがどの程度具体的であるか、また一人ひとりの子どもたちにとって必要な配慮事項が現場の担当教員にまできちんと届いているのか、その点の評価を十分に行っていく必要がある。

地域の関係機関・団体との情報共有と連携については、これまでの委員会によるヒアリング等において不十分であるという声も聞かれた。市が進める地域との協働の観点からは子どもの課題を地域と常時共有し相互の見立ての交換などを行うことが定例化される必要がある。

[重点施策2] 困難を抱える子どもを支援する取組

多言語対応、性的マイノリティ人権事業、子育てにかかる講座、教職員への研修・啓発等を着実に進めていることは評価できる。しかし、困難を抱える子ども支援という項目をあえて重点施策として盛り込んだ意味からすれば、事業・講座等を増加させる以上に大切なことは、その効果測定を子ども側から行っているかということである。例えば、地域療育センターの相談事業や障害福祉サービスによる支援は、利用者が十分な満足を得られるものとなっているのか、また、い

じめ等を受けている子どもたちに対して教員はどのような声掛けをしているのか、すべきなのか等、市は指導力の向上について評価を十分に行っていく必要がある。

また、学校運営支援については、保護者や地域との連携が挙げられているが、困難を抱える子どもと保護者との情報共有を一層進めていくことを期待したい。なお、コロナ禍において、困難を抱える家庭・子どもの増加が顕著であり、市としてはそのキャッチアップに力を入れる必要がある。

[重点施策3] 子どもの居場所を支援する取組

子ども夢パーク、適応指導教室（ゆうゆう広場）など市が子どもの居場所を整備している点は従前どおり評価したい。しかし、この居場所支援を重点施策としたときに強調されたのが、「ありのままの自分でいられること」ということと心の面の安全安心な居場所の重要性である。その意味では、どこかに行ける居場所とともに市のどこにいても心の平穏が得られる居場所づくりのため、市が掲げる多様性の尊重が成長段階ごとに保障されるようハード面・ソフト面での一層の環境整備を期待する。なお、コロナ禍において、物理的居場所の利用の制約が生じる中、心理面での支援のアウトリーチが一層望まれる。

2 第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画策定に向けた意見

川崎市子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という。）は、川崎市こどもの権利に関する条例（以下条例という）第36条第1項の規定に基づき、条例を具現化する子どもに関する施策の推進に際し、子どもの権利保障が総合的かつ計画的に図られるために策定されている。

同第2項では「行動計画を策定するに当たっては、川崎市子どもの権利委員会の意見を聴くもの」とされており、この場で意見を述べることとする。

（1）行動計画策定にあたって

今期の行動計画策定に当たって本委員会として、子どもの権利をめぐる課題として、「ア 子どもの養育の支援」、「イ 児童虐待」、「ウ 学校での安心・安全」、「エ 子どもの参加・意見表明」、「オ 相談・救済の利用」、「カ 条例及び子どもの権利に関する意識の普及」、「キ 子どもの居場所」、以上7つの項目を立て、さらに重点的取組として、「ア 長期化するコロナ禍による子どもの権利に関する課題への対応」、「イ 学校での子どもの権利保障」、「ウ 居場所」の3項目を挙げることにした。

なお、重点的取組については、委員間での率直な意見交換を基に現状分析及びいくつかの具体的提言も含めて提示することとした。

（2）子どもの権利をめぐる課題について

ア 子どもの養育の支援

子どもの権利、特に育ちを保障するうえで、身近な養育者（子どもの保護者や施設の職員等）の果たす役割はたいへん大きい。したがって、養育者の生活が安定していて、幸福であることはもとより、身近に悩みを相談できる人がいること、子どもの権利に基づく関わり方を知っていることなどが求められる。

コロナ禍によって、養育者を支えるつながりにも相当なダメージがもたらされている。養育者が気軽に悩みを相談できる場や、養育者同士で気持ちを共有して学び合える場、さらに課題に直面している一人ひとりの養育者に寄り添い、支援していく仕組みの充実が求められている。

イ 児童虐待

まず、児童虐待対応組織及び所掌全体の見直しである、2022（令和4）年改正児童福祉法は、従前の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一元化（同センターの役割の明確化含む。）を謳っており、本庁・児童相談所・区役所における役割分担と連携の明確化が求められる。

次に、子どもの意見・意向を勘案しつつ措置等を含めた対応を徹底することである。コロナ禍の長期化等により、社会的孤立に陥っている子どもや養育者が増加し、児童虐待はもとより、子どもの貧困、引きこもり、ヤングケアラーなど、子どもを取り巻く課題は潜在化しつつ深刻度を増している。これらの状況に対し、包摂的な地域づくりや居場所づくりなどの第一次予防策、問題の早期発見と早期対応などの第二次予防策、問題に直面している一人ひとりの子どもや養育者を支援する第三次予防策に関する有効な仕組みづくりと実践の充実が求められ、部署連携による隙のない重層的対応を求める。

最後に、上記に対応できる児童虐待対応職員の知識・技術力の向上である。国の認定資格導入に先駆けて子ども権利条例実現のために職員の知識・技術力向上に不断に努めることが必要である。

ウ 学校での安心・安全

「いじめ」については、多くの自治体・教育委員会において、「いじめはなかった」から「(実は)いじめがあった」と報道されるケースも多く、学校の中で担任個々の問題としてではなく組織的な検討が必要である。そして、その検討を通してどのようなスキルが必要なのかを個人・組織が認識した上で、座学だけではない研修が必要と考える。子どもの居場所という点から見ても、日常的に最も長い時間を過ごす（過ごさなければならない）学校が精神的にも安全で安心な場所であればならない。

エ 子どもの参加・意見表明

条例の前文は、「子どもは、それぞれが一人の人間である。」という一文から始まり、次の段落においても「子どもは、権利の全面的な主体である。」とある。そもそも条例制定に向けた話し合いの時から、おとなだけではなく、当事者である子どもとともに条例を創りあげてきた歴史があり、それが今につながっている。

しかし、20年の歩みにおいては、権利の主体であるはずの子どもに対して、必ずしも参加の促進がなされていないことや、学校など子どもが主体である場所において子どもの意見が十分に反映されていない状況は、実態・意識調査で明らかになっている。さらに、おとな・職員自身が子どもの参加・意見表明のあり方について十分に理解できているとはいえないことが、この間のアンケート調査、対話等で浮き彫りとなっている。

自分から主体的に参加しにくい子どもが、学校を含めたあらゆる場面で、少しでも自分の意見を安心して表明し、参加できるように努めるとともに、子どももおとなとともに、意見表明を促進するためのトレーニングの機会が求められる。

そのために、特に学校・行政組織において、子どもの参加・意見表明を有効的に実施するための実施ガイド(マニュアル)を整備することが必要である。

オ 相談・救済の利用

第7回実態・意識調査結果をみると、前回調査結果と比較し、児童相談所、スクールカウンセラー、24時間子供SOS電話相談等、子どもの相談・救済機関の周知については、数値が増加している。一方で、相談・救済機関に相談したいかをたずねたところ、「したいと思う」と回答した子どもが35.3%だった。対話における子どもの意見からは、知らないおとなに相談することはハードルが高いことが伺われた。

確かに、学校、施設の中には、子どもからの相談を受けるだけでなく、悩みを引き出すことに積極的に取り組んでいるところもある。こうした好事例を分析・参考にしたうえで、今後、子どもが相談できる場としての居場所事業を拡充することや、子どものもとへアウトリーチして相談を受ける等、悩みを引き出す仕組みづくりが求められる。

カ 条例及び子どもの権利に関する意識の普及

条例の認知度の向上と条例をどう生かすかとの視点が重要であると考ええる。

実態・意識調査において、条例の認知度が、子どもではほぼ横ばいの一方、おとなは低下していることが明らかになっている。子どもが子どもの権利について意識を向けるためには、子どもの権利が保障された場の中で生活し、経験や実践を伴いながら子どもの権利を学ぶことが重要な意味を持つ。そうである以上、条例の認知度向上及び子どもの権利への意識の向上のためには、子どもと接するおとなが条例及び子どもの権利について理解を深めることが大前提となる。おとなに対する広報・理解促進にもより一層力を入れるべきである。

加えて、市職員においては、市の施策遂行に際して、根拠条文として条例を必ず示すようにするとともに、子どもや保護者、施設関係者、市民団体等と関わる際に、条例を基礎として条例を示しながら支援内容を検討していくことで条例を生かしていく取組が求められる。

キ 子どもの居場所

子どもたち一人ひとりが、自分らしく安心して過ごすことができる地域の「居場所」の必要性が、長期化するコロナ禍の中で更に高まっている。

市は、学校、子ども夢パーク、こども文化センターなど、市内で子どもたちが利用する既存の施設を子どもの「居場所」として積極的に活用し、充実させるとともに、居場所に関わる職員・支援者を対象に「子どもの権利条例に基づく子どもたちへの関わり方」を学ぶ研修の機会を継続的につくっていかなければならない。

また市は、条例第27条第2項の規定に基づき、地域で子どもたちの居場所づくりを行っている市民団体と連携し、その地域の実情に応じた支援を継続して行うことが求められる。

(3) 重点的取組

ア 長期化するコロナ禍による子どもの権利に関する課題への対応

長期化するコロナ禍は、子どもとおとなの日常生活を激変させた。子どもに関わる行事の中止や縮小、黙食給食、マスク着用でのコミュニケーションなど、子どもの権利が制限される場面が増えた。また、仕事スタイルや生活様式の変化は、おとなたちの精神的不安、経済的困難、体力低下等をもたらし、こうしたおとなの不安・不安定さは、子どもにマイナスの影響を及ぼした。このことは実態・意識調査からも明らかである。

こうした中で、重点的に行わなければならないことは、第一に、こうしたコロナ禍での子どもの行動制約的な学習スタイルや生活様式（マスク着用や黙食等）の変更による（ア）発達への影響、（イ）子どもの心理面での影響、（ウ）子どもの能力向上への影響等をきちんと調査し、分析把握することである【課題の抽出】。

第二に、こうした課題に対して、影響を低減させるために重点的に部局横断的に取り組むことである【低減対応】。

第三に、調査を待つまでもなく従前から指摘されている課題であり、コロナ禍で課題が一層顕在化している次の事項に重点的に取り組むべきである。一つは、（ア）虐待件数の増加等に対するキャッチアップの手法の改善・多様化あり、もう一つは、（イ）子どもに関わる施策・行事の変更（中止）等の場合に、（a）その過程に子どもを参画させているか、（b）十分な説明をしているか、（c）子どもの気持ちはどのように汲んだのか（既存の子ども会議等も十分活用したのかも含む。）、（d）その手続過程を踏んだことを行政側が、子どもにはもちろん、地域ごとに住民に広く周知しているか（子どもの権利主体性の手続的担保）、こうした手続手法の実行化の不断の検証が求められる。

イ 学校での子どもの権利保障

学校において子どもの権利が侵害されるようなことはあってはならない。子どもたちは、自らの意思如何、好むと好まざるを問わず、一日の大半を学校等で過ごすことを事実上求められてきた。その学校等で、条例が守られるべきことは大前提であり、おとなが整備すべき土台であるはずである。

しかし、現実には学校において、個々の子どもの権利が十分に尊重されていない事実が子どもたちから語られる。

子どもに意見表明を求めても、おとながその声に耳を傾け、その声に対応してくれるという信頼がなければ、子どもは声を上げなくなっていくのは道理である。

当然のことながら、すべての学校職員が、条例を学び、常に意識して子どもに関わる必要がある。学校において子どもの権利が侵害されるようなことが行われていないか、職員、関係機関は常に把握するよう努めなければならない。特に条例第 23 条、第 24 条において、虐待及び体罰の禁止等、いじめの防止等は明確に定められている。学校でこれらの問題が起こった場合は当事者同士だけでの解決に頼らず、必要な機関や支援者を交えて対応し、子どもの最善の利益を考え再発防止に努めなければならない。

当委員会としても、市に重点的な取組を求める以上、いくつかの具体的事例・指針・基準を提示しておく。例えば、制服・水着・髪型その他の決まり事や持ち物など、管理面で子どもたちの多様性を制約する、行き過ぎた画一化・統一化のルール設定ないし運用がなされているとの声が上げられている。今一度子どもたちとともに見直しが求められる。

おとなが子どもを管理するという発想をなくし、子どもが教員やおとなにも意見を言える雰囲気醸成すること。そして、こうした身近なルール等の改善を通して、子どもたちは学校等で主体的に意見を表明し、学校等が子どもが主体的に参画する学びの場であることを理解していくものである。

そのために、(ア) おとなが子どもの声を聞くトレーニング、(イ) 条例を具体的場面に照らし合わせた教職員向け研修、(ウ) 条例と照らし合わせて抽出した課題解決に向けた行動計画の策定、(エ) 現場と教育委員会との一体的な取組が求められる。本委員会としては、むしろ教育委員会がリーダーシップをとることが必要であると考えている。

なお、教育委員会は個々の教員の労働環境整備もあわせて配慮していくことが求められる。

ウ 居場所

多様な背景をもつ子どもや、家庭環境により支援が必要な子どもにとって、学校や家庭以外の「居場所」が果たす役割は大きい。

子どもたちが権利の主体であることを、居場所での実体験を通して知ることにより、自らの大切さに気づくことができると考えている。そのため、子どもの居場所に関わるおとなは、子どもの権利条例を常に意識して子どもに関わることが大切である。

また、子どもの SOS をキャッチする場としても居場所は重要なのである。市は子どもたちの年齢や、それぞれの環境において必要な「居場所」のありかたを、市民とともに考え、地域の実情に合わせ、ハード面及びソフト面の両面において、支援し充実させていく必要がある。条例第 13 条、第 15 条に掲げられた権利を保障するための選択肢の多様化も求められる。

こうした観点からすれば、現状の市の居場所は、地域での偏りや不足が指摘され、一層の充実が求められる。

なお、充実していくためには、地域コミュニティと共同した取組が求められる。市が地域や民間団体に任せきりにせず、ネットワークの拡充や好事例の周知をするなどして積極的かつ精力的なバックアップ活動が求められる。

【付記】

本委員会において、いくつかの具体的名称等が挙げたので、好事例・課題事例含めて最後に参考して、例示付記しておく。

- ・ 総合型地域スポーツクラブなどはまだまだ地域で偏りがあり、地域によって問題はあと思うが、うまく根づいているところを参考にして支援すること。
- ・ 各行政区において居場所を拡充し子ども世代が、その地域の生活者として関われるよう既存の施設の転用や利用条件の拡充、地域団体への資金的支援、団体間のネットワーク形成等、ハード面・ソフト面の両方から実施する。

- ・ 各中学校区にある「こども文化センター」（指定管理者）での取組が大切である。
- ・ 市の定時制高校で行われている「ぽちっとカフェ」などの取組が、更に広がることが望まれる。
- ・ 市の適応指導教室「ゆうゆう広場」などの既存の施設が、子どもにとって利用しやすい場所として機能しているかを見直す。
- ・ 高校内居場所カフェのように子どもの生活圏内に居場所をつくる取組や、フリースペースのように生活圏外に居場所をつくる取組など、様々な方面での居場所づくりの取組を進める。

IV 第7期川崎市子どもの権利委員会活動

1 実態・意識調査について

アンケート調査について

成果

- ・川崎市子どもの権利条例の制定後、子どもの権利の視点から行われた通算7回目の実態・意識調査（アンケート調査）であった。継続調査の意義を生かし、「自己肯定感」「生活の満足度」「多様性の尊重」など、川崎市の成果指標等を中心に、経年変化を確認することができた。さらに、これまでと同様に、第7期においても子どもの年代別、子ども・おとな・職員間の意識の差を確認することができた。
- ・第7期川崎市子どもの権利委員会に対する市長からの諮問事項「子どもからみた子どもの権利条例の検証とおとなの子どもへの関わり方」を受けて、調査項目の再考（新しい質問項目の設定等）を実施した。そして、諮問事項に対する資料を収集するために、子どもの実生活において、条例がどのくらい生かされているのか実態把握に努めた。具体的には、「気持ちを話せているか」（子ども）、「子どもの話を聞いているか」（おとな）、「居場所の有無」「意見表明に対する実現度」などの項目である。
- ・条例制定20年目であることも意識し、多様な子どもの権利内容が人びとの間に根づいているのかどうか確認を試みた。子ども・おとな・職員を対象に、川崎市の掲げる7つの権利内容のうち大切だと思う権利内容を調べた結果、子どもたちとおとな・職員との間に違いのあることが浮き彫りとなった。
- ・第7期の調査項目の検討が終了しつつあった時期に、新型コロナウイルスの感染者数が増加し、子どもの実生活にも影響が及び始めた（突然の休校措置等）。こうした状況を受け、コロナ禍における実態を把握する質問項目を急遽導入し、実態把握と分析を行うことができた。

課題

- ・クロス集計に基づく分析として、「子どもの自己肯定感」と「話せるおとなの有無」との関係性などを明らかにできた点はひとつの成果であった。今後はさらに、子どもの「自己肯定感」や「生活の満足度」等を高めるために、どのような取り組みが必要とされるのか。クロス集計に基づく分析を充実させるなどして、施策づくりに向けた根拠を提示することが求められる。
- ・子どもの自由記述結果を整理し、分析結果を提示できた点はひとつの成果であった。今後はさらに、各質問項目に盛り込まれた自由記述も丁寧に分析し、実態として提示していくことが求められる。
- ・第6期でも指摘されていた課題であるが、引き続き回収率の向上に努める必要がある。その方法として、調査結果がどう生かされているのか、調査対象者に伝えていくことも求められる。

2 権利委員会による対話

成果

- ・「子どもからみた子どもの権利条例の検証」として、以下の3つの立場の方々と対話を行うことができた。
- (1) 子どもを含む市民として、原則11歳から17歳までの「川崎市こども会議の子ども」「児童養護施設の子どもの」「不登校の子どもの」「総合型地域スポーツクラブの子どもの」「こども文化センターの子ども」
 - (2) 行政および関係機関として、「人権オンブズパーソン」および「教育委員会事務局教育政策室

の職員」

(3) 権利条例の策定過程から条例制定 20 年の取り組みを振り返る観点から、「子どもの権利条例策定に関わった方」および「歴代子どもの権利委員会委員長等」

・各現場の想いや、条例に対する考え、子どもを取り巻く環境について、生の声を伺うことにより、「答申」にその内容を反映することができた。

課題

・条例について、学校できちんと学んでいる子はほとんどいなく、むしろ、学校よりも対話先の施設内に掲示されている条例ポスターを見ていたり、条例について説明を受けたことがある子が多いことが分かった。条例の認知度や理解度は、過去に行ってきた対話(ヒアリング、意見交換等)とも同じような傾向であり、取り組みが十分ではないことが明らかとなった。

・子どもの想い/受けとめと、おとなの想い/受けとめがすれ違っていたり、異なっている面、認識のずれがいくつか見受けられた。教職員を含めたおとなの人権感覚が大切であり、子どもの意見に耳を傾けることの大切さにおとながもっと気付く機会を持つていく必要がある。

・条例の普及推進は学校だけの発信では届かない。町中にポスターを貼り、親子で共有する機会を作る等、啓発の仕方を工夫する必要がある

・あらゆる場面で、子ども世代が社会参画できる機会を創出することが、若者の参画にもつながる。

3 条例の検証について

成果

子どもの権利条例が 2000 (平成 12) 年 4 月 1 日に施行されてから 20 年となる 2021 (令和 3) 年に条例の検証を行った。

検証においては、本条例の持つ重要な意義や条例を踏まえた取り組みを改めて確認することができた。特に、全国に先駆けて条例が制定されたことによって他自治体に影響をもたらしたことや、条例に基づく取組み 20 年間にわたって続けてきたこと、条例の制定によって、市制内部において、子どもの権利を念頭において行動をとることとされ、非常時においても子どもの最善の利益を踏まえた施設運営がなされることの一因となったと考えられる点は評価に値する。

課題

子どもの権利を横串として見る視点が不十分であったり、行動計画が条例において求められる施策を網羅していなかったりと必ずしも条例に基づいた施策が徹底されていないなどの課題も多く見つかる結果となった。

条例の検証については、条例制定から 20 年の節目を迎えるにあたり初めて行われたものだが、今回の検証では人的制限、時間的制限、コロナ禍による制限等により検討項目や調査範囲において不足している点もあった。そのためこれで終わりとせず、今回の検証を踏まえ、検証結果内で述べている学校生活における子どもの権利の保障状況をはじめとして、更なる検証が行われる必要がある。今後の検証に期待する。

4 補記

銃撃事件による元首相の死去にともない、2022（令和4）年7月11日（月）に11日～12日の2日間、市内各市立学校長あてに哀悼の意を表するため国旗、市旗の半旗掲揚依頼が庶務課長名（教育委員会）で送付された。このことに関連して、子どもの権利委員会開催時に意見交換の機会を持った。

「子どもの権利」、「川崎市子どもの権利条例」との関わりで、今回の弔意要請につき委員として考える機会、委員会として意見交換する機会を持つことも大切と考えた。子どもの権利に対する理解を深めることは、子どもの置かれる状況への想像力を膨らますことにもつながり、委員会活動にとっても重要と思われる。以下で簡単に意見を紹介しておくが、市民のみなさんが子どもの権利について考える機会を広げて頂ければ幸いである。

- ・弔意をいつ、どのような形で表すかは優れて個人の問題であり（国も弔意を今回は求めないとす）、憲法や子どもの権利条例のありのままの権利、子どもの自由な表明（表現の自由）を制約しかねないことへ想像力を持つことが本来、おとなや行政、地域社会に求められているのではないか。子どもの自由が見えにくい形で奪われやすいだけに、全国で子どもの権利条例を先駆けて策定した自治体としてより慎重さが求められる。

- ・身近な子どもたち聞いてみると、なぜ、何を騒いでるの…と言う状況だった。

- ・「子どもの意見表明」権は、本来、他者や出来事への「問いかけ」等の対話と一体で、そのプロセスのなかでうまれてくる疑問や自分の気持ちの表明を保障したものだと思う。今回、一律に学校として行うことで、たとえ形式的、一過的だとしても、気がつきにくい形でおとなの側が子どもの権利を制約しかねないことへの想像力が落ちていくのではないか。

- ・人間に序列をつける観念を小さいうちから植え付けることにならないかと懸念している。子どもの権利の啓発、検証に関わる委員として敏感であろうと思う。

- ・何かしらの権利侵害等を受け施設で生活する子どもたちに、こうした議論を通じて考えたことをその子たちにどのように反映できるか意識している。

V 第7期子どもの権利委員会を振り返って

佐々木 光明 委員長

きかん気あふれる5歳になる子が、だっこで話をしながらそのまま眠ってしまった。その子のすべての重さが伝わってくる。いのちのすべてを委ねて眠る。安心できるとき子どもは、まるのままの自分で向き合うのだろう。幼児期に限らず成長期のなかでおとなとの関わりが、子どもが何かを信頼していく力を育てていくような気がします。子どもの権利尊重の基礎になるものではないでしょうか。コロナ禍では、その関わりのありようをあらためて考える機会になりました。

コロナ禍で非日常のなかに置かれた子どもやおとなの実情をどう見るのか、今期の諮問は、いっそう丁寧に把握する必要性を意識する機会にもなった気がします。それぞれの地域や子どもとの関わりを持つ委員さん、専門性を持つ委員さんそれぞれの敏感な感性は、委員会活動や議論の内容をいっそう深めてくれるものでした。多くの気づきを得る機会でもありましたが、それが「答申」に現れているといいのですが…。個性的で素敵な委員の方々に、感謝でいっぱいです。

林 大介 副委員長

アンケート調査だけでは気づけないことが、対話を通して明らかになったのは評価できるが、その声がすべてではない。まだまだ、気づけていない、聴くことのできていない子どもの声があるのも、事実である。

条例ができたのは20年前であるが、この20年、社会情勢が大きく変容するなかで、子どもを取り巻く環境も変化し続けている。条例ができたことで子どもの権利保障がすすんだのは事実であるが、条例の認知度含めて、まだまだ課題は山積している。

この20年間で、子ども自身が「自分の思っていること、考えていることを、評価やおとな・教職員の目を気にすることなく、安心して話せる場所・環境」を、どれだけ生み出すことができたのか。「安心して話せる場所・環境」とするためには、どのような取り組みが必要なのか。おとな・教職員は、そのための努力をどれだけ積み重ねてきたのか。常に「子ども」が成長する中、日々の丁寧な取り組みの積み重ねの必要性を、改めて実感している。

子どもが日常を過ごしている学校や地域の中で、民主主義とは何かを考え、子どもの声が反映された学校運営、行政施策の運営がされているかどうか。家庭において、安心して生活できているかどうか。子ども自身が、自分の権利を自覚し、権利行使できる社会を、求め続けることが不可欠である。

川崎市子どもの権利委員会に、第5期から第7期にかけての9年間、委員を務めさせていただいた。この間、特に「対話部会」を中心とした、子どもの意見表明・参加を中心に取り組んできた。こうした貴重な機会を提供していただけたことに感謝したい。そしてまた、ここでの経験を、川崎市のみならず、国内各地の子どもの権利保障の促進につなげていきたい。

9年間、ありがとうございました。

五十嵐 努 委員

前期に続き子どもの権利委員会市民委員として参加させて頂きました。

現在、(川崎市) 地域教育会議・こども食堂・こども文化センター運営委員・和太鼓の出前授業などを通して学校に出入りしている者として、子どもの権利委員会に情報提供できるのではと参加して

きました。

今期、条例制定 20 周年の節目に川崎で「子どもの権利条約フォーラム」が開催されたこともあり、「子どもを保護する対象としてだけでなく、権利の主体として見ていく」ことを委員会の中で学ばせて頂きました。

「子どもを権利の主体として」見る視点は、社会的には広がってきているからこそ、子どもの権利条例を持つ川崎市として一層の検証・改善が求められていると感じています。

加藤 悦雄 委員

条例制定 20 年目の諮問内容「子どもの実生活において条例がどう生かされているのか、子ども自身の立場から検証する」とおして、子どもの権利に関するたいへん本質的な課題と向き合う機会を与えられた。

活動に加わり、印象に残っている点は数多くあるが、子どもとの対話において、「子どもの権利が大切にされている居場所とつながり、人生が変わったと話してくれた子どもが複数名いたこと」、歴代委員との意見交換において、「条例があることで可能となった成果を確認することの大切さと、成果の中にこそ課題を克服する手がかりが含まれている」という話に触れることができた点などである。

そのうえで委員会メンバーとの実りある議論をとおして、提言内容に盛り込むことができたのではないか。さらに個人的にも、子どもが権利の主体として生きていくことができるように、縁の下の力持ちの一員として行動していくうえでの動機づけも与えられたと感じている。

金子 あかね 委員

委員会の活動の中で私が特に印象深かったのは、実態・意識調査での子どもたちとの「対話」です。大切なことをたくさん教えてもらいました。子どもたちとの対話の中で、私自身が子どもの頃に大人が勝手に決めたルールに従わせられる不条理や、自由のなさ、理不尽な大人の要求に納得できず反発していたことを思い出しました。しかし今の子どもたちは、反抗するでも怒るでもなく、静かに諦めているようにも見えます。

対話での子どもたちの声を聞き（語られることのない子どもたちの声にも思いを馳せながら）子どもたち一人ひとりの思いに、一人の大人としてどう応えていけばよいのかを今もずっと考え続けています。

コロナ禍が直撃した第 7 期の活動でしたが、2021（令和 3）年に施行から 20 年を迎えた条例の検証の中で、条例制定に関わった方々や歴代委員のお話をうかがい、改めて条例の意義と課題を確認できたことは、とても貴重な経験でした。いつも和やかで活発な意見交換の場をつくってくださった佐々木委員長、それぞれの専門分野・ご活動の視点からたくさんの気づきをくださった林副委員長はじめ委員のみなさま、そして川崎市子どもの権利委員会事務局のみなさまに、心よりお礼を申し上げます。

川崎 眞喜子 委員

権利委員会に携わらせていただきましたこの3年間はコロナ禍真っ只中。初期の頃は対面での会合でしたので何とか必死で理解しようと努力いたしました。しかし、SNS(Zoom)での開催とかが続きました時には電波状況が不安定であったりと、中々上手く聞き取れず、往生致しました。

委員会が発足して20周年と伺いました。しかし、市民への周知度は何ともおぼつかない。子どもたちがおかれて居る状況には本当に格差があり過ぎて、どの様にしたら本当に必要な方達に援助の手を差し伸べることが出来るのか？

助け合いの精神、個々にはお有りだと思うのですが…、ピンポイントでとなると中々思う様に進まない現状が見て取れる。そんな中、各方面から選出された委員で構成されて居るこの委員会が皆で智慧を出し合って前進して行かれることを切に願っています。

霜倉 博文 委員

第7期川崎市子どもの権利委員会の委員として、3年間活動させていただきました。条例施行20年の節目が任期中であったこともあり、貴重な経験ができたことに感謝しています。子どもの権利に関しては委員になる前も意識していましたが、委員会での議論、子どもたちとの対話、条例策定に関わった方や歴代の委員の方との対話等、改めて子どもの権利について学びを深める機会ともなりました。

印象深かったのは、子どもとの対話の中で、「大人が安心して生活できていないと、子どもも安心して生活できない」という発言でした。子どもの権利を保障していくために、大人の権利も大切にしていって視点も必要だと感じました。

委員長を中心に、第7期委員の方々、事務局職員と活動を共にさせていただいたことを施設運営の実践に活かしていきたいと思います。

鈴木 秀洋 委員

権利委員会委員は誰のために何をすべきなのか、私はこの委員会でどのような役割を果たすべきなのか。毎回ベクトルを自分に向け続けた本期委員会期間であった。

行政実務経験があり、かつ、自治体で子ども部局の責任者をやっていた自分こそが、行政の課題を具体的に指摘できるはずであるし、多くの子どもの声を聞いてきた自分こそが子どもの代弁者として子ども視点で発言し続けなくてはならないはずである。

果たして、私が初めてこの委員会の委員になったときと比べて、川崎市は本気で子どもファーストな制度改善を行っているのであろうか。子どもの権利主体性の尊重は一步でも進んだのであろうか。自分がこの委員会委員となった意味はあったのであろうか。もし、子どもの笑顔を増やせていないとしたら、私は、やはりこの委員を辞すべきではないか、そう考えて、本期の活動を振り返っている。

出口 早百合 委員

第6期7期川崎市子どもの権利委員会の委員を3期務めさせていただき自分の地域外の子も達と会話する機会が増えとても有意義でした。

昨今の子も達は人に迷惑をかけないことが良いことと思って行動しなかったり、失敗したくな

いので行動できなかつたりと消極的になっている気がします。失敗しても大丈夫、迷惑かけられても全然平気という態度で、子どもたちが頼れる地域住民の大人として子どもたちを見守ってあげたいと思います。人に迷惑かけてもいい。善かれと思ってしたことなら。ごめんなさい、ありがとうがちゃんと言えらるなら。失敗を怖がらなくていい、いい経験になるから。どんどん大人に頼りなさい。大人に迷惑かけなさい。川崎市にはそんなので怒るちっぽけな大人はいない。と大手を振って言える川崎市にしたいです。理想ですけど。

畑 福生 委員

まず、条例検証部会の部会長として活動できたことが大きいです。検証期間等の関係で制限もありましたが、条例施行20周年の節目に改めて条例の文言に立ち返り、検証ができたことは幸いでした。この検証が次回の検証につながることを期待しています。

また、総合型地域スポーツクラブを利用する子どもや子ども会議に参加する子どもからヒアリングできたことも貴重な機会となりました。ヒアリングを通じて子どもの置かれている状況について改めて思い知りましたし、子どもたちの意見にハッとさせられることが多かったです。生の声を聴くことの重要性を改めて実感いたしました。コロナ禍の中困難も多くありましたが、このような非常事態の中でこそ見ることができる側面もあったかと思います。第7期委員を務められたことを誇りに思います。

資料

1 第7期川崎市子どもの権利委員会への諮問書（写）

31川こ青第552号

令和元年12月26日

第7期川崎市子どもの権利委員会

委員長 佐々木 光明 様

川崎市長 福田 紀彦



子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について（諮問）

川崎市子どもの権利に関する条例（平成12年川崎市条例第72号）第38条第2項の規定に基づき、次の事項について諮問いたします。

諮問事項

子どもからみた子どもの権利条例の検証とおとなの子どもへの関わり方

諮問の理由

川崎市子どもの権利条例は、子どももおとなも子どもの権利の考え方を共有するために、子どもとともに平成12（2000）年につくられたものです。

その理念は、子どもは一人の人間であり、子どもとおとなは社会を構成するパートナーであるとの認識に立ち、おとなはしっかりと子どもに向き合い、寄り添うことを求めています。

社会経済状況の変化等に伴い、子どもやその家庭を取り巻く環境は複雑かつ多様化しており、平成28年5月には児童福祉法が改正され、子どもの権利条約の趣旨が反映されました。

条例制定から20年の節目を迎えるにあたり、子どもの実生活のなかで条例がどのように子どもと関わっているのか、子どものためにどう生かされているのかを、子ども自身の立場から検証するとともに、おとな自身が条例の理念を踏まえてどのように子どもと関わるのかを、改めて検証する必要があります。

（こども未来局青少年支援室 雨宮・成田担当）

電話 044-200-2344

FAX 044-200-3931

Eメール 45sien@city.kawasaki.jp

2 第7期川崎市子どもの権利委員会等の開催状況

	会議名	日時	会場	審議等の内容
令和元(2019)年度	第1回子どもの権利委員会	11月14日(木) 19:00～21:00	第3庁舎13階 こども未来局会議室	正副委員長選出／第7期の活動計画について／第6次行動計画について
	第2回子どもの権利委員会	12月26日(木) 10:00～12:00	第3庁舎12階 健康福祉局会議室	実態・意識調査の内容及び質問票について
	第1回実態・意識調査部会	2月27日(木) 15:00～17:00	第3庁舎13階 こども未来局会議室	実態・意識調査の内容及び質問票について
	第2回実態・意識調査部会	3月26日(木) 13:00～15:00	第3庁舎12階 健康福祉局会議室	実態・意識調査の内容及び質問票について
2020(令和2)年度	第3回子どもの権利委員会	8月18日(火) 13:30～16:00	第3庁舎13階 こども未来局会議室	第5次行動計画について／実態・意識調査について
	第1回行動計画評価部会	9月11日(金) 14:10～17:15	第3庁舎13階 こども未来局会議室	第5次行動計画の評価について
	第4回子どもの権利委員会	10月19日(月) 19:00～21:00	第3庁舎15階 第2会議室	第5次行動計画の評価について
	第5回子どもの権利委員会	3月12日(金) 10:00～12:00	第3庁舎15階 第1会議室	第6期答申の提言に対する措置について／実態・意識調査の調査結果について／ヒアリング調査及び意見交換会について
2021(令和3)年度	第1回対話部会	4月23日(金) 18:00～20:00	第3庁舎・第2舎15階 第2会議室	意見交換会について
	市民、行政職員との対話①	6月20日(日) 10:00～14:15	市内児童養護施設	子どもの権利の保障の状況について
	市民、行政職員との対話②	6月28日(月) 19:15～20:00	市内フリースペース	子どもの権利の保障の状況について
	市民、行政職員との対話③	7月7日(水) 10:00～14:15	市内フリースペース	子どもの権利の保障の状況について
	市民、行政職員との対話④	7月12日(月) 13:30～14:45	第3庁舎13階 こども未来局会議室	子どもの権利の保障の状況について
	市民、行政職員との対話⑤	7月26日(月) 17:00～18:30	市内 スポーツクラブ	子どもの権利の保障の状況について
	市民、行政職員との対話⑥	7月28日(水) 15:00～16:30	市内 こども文化センター	子どもの権利の保障の状況について

第6回子どもの権利委員会	8月17日(火) 18:00～21:00	第3庁舎15階 第2・第3会議室	第6次行動計画について／意見交換会について／部会の立上げについて	
市民、行政職員との対話⑦	9月7日(火) 10:00～12:00	第3庁舎13階 こども未来局会議室	子どもの権利の保障の状況について	
第1回検証部会	9月16日(木) 10:00～12:30	第3庁舎13階 こども未来局会議室	子どもの権利条例の検証について	
第2回検証部会	10月19日(火) 10:00～12:15	第3庁舎15階 第1会議室	子どもの権利条例の検証について	
第1回幹事会	11月19日(金) 17:30～19:15	第3庁舎13階 こども未来局会議室	答申について	
歴代委員長等との対話	12月3日(金) 15:00～17:00 12月6日(月) 18:00～19:00	第3庁舎15階 第1・第2会議室 第3庁舎15階 第2・第3会議室	子どもの権利条例制定による影響や効果について	
第3回検証部会	12月6日(月) 19:10～20:40	第3庁舎15階 第2・第3会議室	子どもの権利条例の検証について	
第2回幹事会	12月24日(金) 13:30～15:30	第3庁舎13階 こども未来局会議室	答申について	
第4回検証部会	1月14日(金) 14:30～16:30	第3庁舎13階 こども未来局会議室	子どもの権利条例の検証について	
第7回子どもの権利委員会	1月28日(金) 15:00～17:00	第3庁舎13階 こども未来局会議室	答申について	
第3回幹事会	2月25日(金) 17:30～19:30	第3庁舎13階 こども未来局会議室	答申について	
川崎市子ども会議との対話	3月6日(日)	市内フリースペース	答申案について	
第4回幹事会	3月15日(火) 13:00～15:00	第3庁舎13階 こども未来局会議室	答申について	
2022(令和4)年度	第8回子どもの権利委員会	4月25日(月) 18:00～20:00	第3庁舎13階 こども未来局会議室	答申について
	第1回行動計画部会	5月23日(月) 18:30～20:30	第3庁舎15階 第2、3会議室	第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画への意見について
	第9回子どもの権利委員会	6月17日(金) 17:30～18:45	第3庁舎15階 第3会議室	第7期子どもの権利委員会報告書について
	第10回子どもの権利委員会	8月31日(水) 16:00～17:30	第3庁舎15階 第2、3会議室	第7期子どもの権利委員会報告書について

3 第6期川崎市子どもの権利委員会 委員名簿

2022（令和4）年9月現在
（敬称略、五十音順）

氏名	分野	備考
五十嵐 努	市民委員	
加藤 悦雄	おおつまじよしだいがくじゅんきょうじゅ 大妻女子大学准教授	実態・意識調査部会長
金子 あかね	こそだ しえんかつどう 子育て支援活動（びーんずネット だいひょう 代表）	
川崎 眞喜子	もとかわさきしがいくじんしみんだいひょうしゃかいぎいん 元川崎市外国人市民代表者会議委員	
佐々木 光明	こうべがくいんだいがくほうがくぶきょうじゅ 神戸学院大学法学部教授	委員長
霜倉 博文	はくさんあいじえんしせつちょう 白山愛児園施設長	
鈴木 秀洋	にほんだいがくききかんりがくぶじゅんきょうじゅ 日本大学危機管理学部准教授	行動計画部会長
出口 早百合	しみんいん 市民委員	
畑 福生	べんごし かながわけんべんごしかい 弁護士（神奈川県弁護士会）	検証部会長
林 大介	うらわだいがく じゅんきょうじゅ 浦和大学 准教授	副委員長 対話部会長

にんき れいわがねん がつちたち れいわ ねん がつ にち
任期：令和元年10月1日～令和4年9月30日

第7期 川崎市子どもの権利委員会報告書

2022（令和4）年9月

川崎市子どもの権利委員会

〔事務局〕 川崎市こども未来局青少年支援室〔子どもの権利担当〕

〒 210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2344 FAX 044-200-3931